

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ヤヨイメデコが開設するヤヨイメデコ（以下「事業所」）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士）又は、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの（以下「専門相談員」という）が要介護状態又は要支援状態にある者に対し適正な指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売（以下、「指定特定福祉用具販売等」）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有するの能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ適切な指定特定福祉用具等の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 ヤヨイメデコ
- 2) 所在地 深川市5条12番9号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名（指定介護予防福祉用具販売事業所の管理者兼務）
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定特定福祉用具販売等の提供に当たるものとする。
- 2) 専門相談員 3名（常勤職員3名。尚、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の業務も併せて行う）
専門相談員は、適切な特定福祉用具等の選定の援助、取付け、調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、8月13日から8月15日及び12月30日から1月3日を除く。
- 2) 営業時間 午前9時から正午及び午後1時から午後5時。
- 3) サービス提供時間 午前9時から正午及び午後1時から午後5時。

(提供方法、内容及び販売費用等)

第6条 指定特定福祉用具販売等の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示し指定特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用等に関する情報を提供し、個別の指定特定福祉用具等の販売に係る同意を得なければならないこと。
- 2) 販売する指定特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行わなければならない。
- 3) 利用者の身体の状態等に応じて指定特定福祉用具等の調整を行うとともに、その使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、

- 必要に応じて、実際に指定特定福祉用具等を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 4) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に指定特定福祉用具販売等が位置づけられる場合には、専門相談員は当該計画に指定特定福祉用具販売等が必要な理由が記載されるように措置しなければならない。
 - 5) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合は、専門相談員は福祉用具購入費の申請時に当該指定特定福祉用具販売等の提供が必要な理由等がわかる書類を確認しなければならない。
- 2 販売費用等については、次のとおりとする。
- 1) 指定特定福祉用具販売等を提供した場合は、介護保険法第44条第3項に規定する「現に特定福祉用具の購入に要した費用の額」の支払いを受けるものとする。
 - 2) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定福祉用具販売等に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。
 - ① 事業所から、通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき 50円
 - ② 特別な搬入による場合 実費
 - 3) 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（取り扱う種目）

- 第7条 指定特定福祉用具販売等の取り扱う種目は、次のとおりとする。
腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフト（つり具の部分）

（通常の事業の実施地域）

- 第8条 事業の実施は、深川市とする。

（その他運営についての留意事項）

- 第9条 指定特定福祉用具販売事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はヤヨイメデコと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。